

奈良県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十号

奈良県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県個人情報保護条例施行規則（平成十二年九月奈良県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「という。」の下に「第二条第二号及び第三号、」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第七条を第九条とし、第二条から第六条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

（個人識別符号）

第二条 条例第二条第二号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

四 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

- 五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
- 六 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号
- 八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号
- 九 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号
- 十 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
- 十一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- 十二 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 十三 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第一項及び第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- 十四 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十五 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- 十六 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十七 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証の加入者番号
- 十八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号
- 十九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号
- 二十 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- 二十一 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、

番号及び保険者番号

二十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

二十三 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

二十四 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

二十五 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号

二十六 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

二十七 地方公務員等共済組合法施行規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

二十八 地方公務員等共済組合法施行規程第一百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

二十九 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

（要配慮個人情報）

第三条 条例第二条第三号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（個人情報の中の本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、ウに掲げるものを除く。）

ウ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第

四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 個人情報の本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、個人情報の本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 個人情報の本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 個人情報の本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。